

コンビニ交付 サービスが より便利に

〈個人番号(マイナンバー)を記載した住民票が取得できます〉

サービス対応店舗に設置しているマルチコピー機で、個人番号を記載した住民票が取得

臨時職員の 登録者募集

臨時職員に登録された方の中から、必要に応じて、仕事を

職種等 左表のとおり
登録方法 所定の用紙に必要事項を明記し、職員課(市役所本庁舎1階)にて、登録して

※ 所定の用紙は市ホームページからダウンロードでき

主な職種	主な勤務時間	資格等要件	賃金(時給)
保育士	午前8時30分～午後5時	保育士証の交付を受けている方または幼稚園教諭の普通免許状を有する方	1,080円
児童厚生員	午前9時～午後7時の間で6～7時間程度	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定める要件を満たす方(保育士、幼稚園教諭、学校教諭等)	1,030円
学童保育指導員	午前11時～午後7時の間で6時間程度		
保健師	午前9時～午後5時(曜日・勤務時間応相談)	保健師資格を有する方	1,700円

得できるようにになりました。証明書に記載する項目の選択は従来の「世帯主・続柄」「本籍地・筆頭者」に加えて「個人番号」の3種類となります。なお、個人番号の提供は法令等に定められた事務に限られますので、必要に応じてご利用ください。

〈サービス対応店舗が増えました〉

コンビニ交付サービスはセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン(ローソンストア100を除く)、サークルKサンクスに加え、新たにミニストップ、セブオン、コミニティストア、イオンリテール、セイコーマートでも利用できるようになりました。

提出書類 証明写真(縦4センチ×横3センチ、3か月以内に撮影したもの)1枚、資格等が必要な職種については、資格を証明する書類の写し

その他 どの職種の職種も国籍は問いません。賃金のほか、通勤に要する経費が条件により支給されます。勤務時間は、実際の勤務場所や業務内容によって異なります。

問合先 職員課人事研修係 ☎042-387-9808

引越しをしたときは、届出期間内に住所の異動の届け出が必要で

〈住所の異動〉

引越しをしたときは、届出期間内に住所の異動の届け出が必要で

問合先 市民課市民係 ☎042-387-9830

引越しのシーズンです住所異動の届け出を忘れずに

転入・転居の届け出の際には、必ずマイナンバーカード(住基カードを含む)をお持ち

転出 ほかの市区町村に引っ越しする場合は、引っ越し日と引っ越し先が決まり次第、あらかじめ届け出てください。

急な引っ越し等で事前に届け出ができない場合は、引っ越し日から14日以内に届け出をしてください。

引越先が国内であれば、「転出証明書」を交付します。

なお、マイナンバーカード(住基カードを含む)の交付

を受けている方は、転出証明書の交付が不要な、特例転出ができます。希望する方は、郵送等で手続きを行ってください。

〈転入届〉

小金井市に引っ越してきたときは、前住所地で転出証明書の交付を受け、引っ越してきた日から14日以内に届け出

市内で住所を変えたときは、新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出

〈その他の届け出〉

住所の変更はないものの、世帯主が変わったり、生計が別だった人が同一世帯になったときなどは、14日以内に届

本人または小金井市で同一世帯の方(転居届は転居後に同一世帯の方)

〈届け出ができる方〉

本人または小金井市で同一世帯の方(転居届は転居後に同一世帯の方)

問合先 市民課市民係 ☎042-387-9830

なりすまし防止のため本人確認にご協力を

市民課(市役所第二庁舎1階)での手続きの際には、第三者による虚偽の届け出や証明書の不正取得を防止するため、来庁した方の本人確認を実施しています。

なお、保険証等の顔写真がないもの1点のみでは、手続きが完了しない場合があります。

無料法律相談会

東京三弁護士会多摩支部主催の弁護士による無料法律相談を行います。

とき 3月4日(土)午後1時～4時

ところ 市役所第二庁舎1階市民相談室

定員 6人(申込順。1人30分)

申込 2月16日～3月1日に、電話または直接、広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818)

ごみ減量大作戦!!

日ごろから、ごみの減量と資源化の推進にご協力いただきましてありがとうございます。

4月1日から、ごみの収集日を変更します。4月からのごみ・リサイクルカレンダーは、3月10日までに全戸配布します。3月中旬になっても届かない場合は、ごみ対策課へご連絡ください。

小・中学校や保育園、家庭で使用している生ごみ減量化処理機器から生成された生ごみ乾燥物は、市外の民間堆肥製造施設で堆肥化しています。

とき 毎週金曜日午後1時～2時(祝日、年末年始を除く)

ところ リサイクル事業所裏

配布量 1回30kgまで

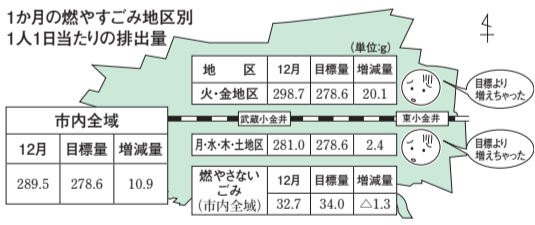
※ 年間120kgまでの配布制限がありますが、今年度中は上限を設けていません。

【12月分のごみ排出量報告】

12月分の燃やすごみ1人1日当たり排出量は、289.5gとなり、目標値(278.6g)を10.9g上回りました。

生ごみの水切りや、買い物時のマイバッグ使用など、できることからご協力をお願いします。

問合先 ごみ対策課減量推進係 ☎042-387-9835



消費者「コーナー」
消費生活相談室 ☎042-384-4999
消費者ホットライン ☎1888

通信販売のトラブルにご注意

「申し込んでいないのに商品が届いた」「知らないうちに定期購入になっていた」という通信販売に関する相談が増えています。

事例1

自宅に電話があり、「今から健康食品をお届けするので、代金を用意して待つように」と突然言われた。注文した覚えがないと言ったが、業者は「こちらは配送センター。すでに〇月〇日に注文を受けた」と主張。生年月日を確認したら、違っていた。代金は約2万円。社名も聞いたことがないので変だ。商品が届いた場合の対処法を知りたい。

ネット通販でお試し価格の健康食品を購入した。その後、追加注文した覚えもないのに商品が次々と届いたので、サイトを確認すると4回以上の定期購入が条件だった。しかたがないので4回購入後、解約の連絡をするために業者に電話を入れたが、何度かけても話さず、途中で断るよう

にしましょう。それでも商品が届いたら、配送業者に対し受け取り拒否をしてください。

高年齢者を狙った送りつけ商法の相談が増えています。注文した覚えがない場合は、きっぱりと断りましょう。商品が送りつけられても受け取る必要はなく、代金の支払い義務もありません。

事例2の通販サイトの広告には、「購入前に必ずご確認ください」という欄に、4回以上の購入が必要と記載されています。

相談室からも電話をかけてきましたが、常に話さず中絶しながらなかったため、相談者には書面で業者に解約の申し出をするよう伝えました。今後、商品の配送があった場合は、「〇月〇日に解約の申し出をした」と伝え、受け取り拒否をするように助言しました。

事例2

ネット通販でお試し価格の健康食品を購入した。その後、追加注文した覚えもないのに商品が次々と届いたので、サイトを確認すると4回以上の定期購入が条件だった。しかたがないので4回購入後、解約の連絡をするために業者に電話を入れたが、何度かけても話さず、途中で断るよう

